

現行	新
<p data-bbox="353 260 815 288">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法</p> <p data-bbox="526 368 1070 448">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 平成 28 年 5 月 26 日 国営施第 9 号</p> <p data-bbox="100 799 315 828">1. 事後評価の手順</p> <p data-bbox="100 852 1070 986">官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙 1 に示す手順により行い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」（以下「実施要領」という。）第 4 の 1（3）に示される対応方針（案）をとりまとめる。</p> <p data-bbox="100 1118 338 1147">2. 事後評価の考え方</p> <p data-bbox="100 1171 1070 1251">実施要領第 5 の 3 に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="123 1278 875 1307">(1) 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析</p> <p data-bbox="168 1331 1070 1410">費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値（費用、需要、事業期間等）について、可能な限り前回評価（新規事業採択時評価又は再評価）の時点の</p>	<p data-bbox="1352 260 1814 288">官庁営繕事業に係る完了後の事後評価手法</p> <p data-bbox="1525 368 2069 448">平成 13 年 8 月 17 日 国営計第 102 号 最終改定 平成 29 年〇月〇日 国営施第〇号</p> <p data-bbox="1099 533 1196 561"><u>1. 目的</u></p> <p data-bbox="1099 585 2069 719"><u>本手法は、「官庁営繕事業に係る完了後の事後評価実施要領細目」（平成 23 年 4 月 1 日付け国営施第 31 号）第 6 の 1. に基づき事後評価における対応方針を取りまとめるための基準を示し、評価の客観性を確保することを目的とする。</u></p> <p data-bbox="1099 799 1317 828"><u>2. 事後評価の手順</u></p> <p data-bbox="1099 852 2069 1038">官庁営繕事業に係る事後評価は、別紙 1 に示す手順により行い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る完了後の事後評価実施要領」<u>（平成 23 年 4 月 1 日付け国官総第 357 号、国官技第 422 号）</u>（以下「実施要領」という。）第 4 の 1（3）に示される対応方針（案）を取りまとめる。</p> <p data-bbox="1099 1118 1339 1147"><u>3. 事後評価の考え方</u></p> <p data-bbox="1099 1171 2069 1251">実施要領第 5 の 3 に定められた「事後評価の視点」からの事後評価の考え方は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1122 1278 1874 1307">(1) 「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析</p> <p data-bbox="1167 1331 2069 1410">費用対効果分析の算定基礎となった事業に関する基礎的な数値（費用、需要、事業期間等）について、可能な限り前回評価（新規事業採択時評価又は再評価<u>をいう。</u>）以</p>

現行	新
<p>想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(2) 「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現しているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現状況を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(3) 「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因を分析する。</p> <p>(4) 「社会経済情勢の変化」の確認・整理 事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、<u>また</u>環境へ影響が及ぶことがある。そのため、<u>上記</u> (1) ～ (3) の視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。</p> <p>(5) 「今後の事後評価の必要性」の検討 事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、<u>上記</u> (1) ～ (3) の確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。</p> <p>(6) 「改善措置の必要性」の検討 <u>上記</u> (1) ～ (3) の確認・分析によって把握される事業の達成度、効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。</p> <p>(7) 「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・整理 <u>上記</u> (1) ～ (6) を通じて明らかになった、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法についての課題を整理し、<u>国土交通省</u>大臣官房官庁営繕部整備課施設評価</p>	<p><u>下同じ。</u>) の時点の想定・予測と事後の実績を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(2) 「事業の効果の発現状況」の確認・分析 前回評価の時点において想定した事業の効果と同等以上の効果が適切に発現しているかを確認する。特に、前回評価時における想定と供用開始後の効果の発現状況を比較し、その結果について原因を分析する。</p> <p>(3) 「事業実施による環境の変化」の確認・分析 事業の実施により周辺の環境に及ぼした影響について確認し、その内容と原因を分析する。</p> <p>(4) 「社会経済情勢の変化」の確認・整理 事業に係る外部要因の変化に伴い、想定より費用が増加し、当初想定されていた事業効果が発現せず、<u>又は</u>環境へ影響が及ぶことがある。そのため、(1) <u>から</u> (3) <u>まで</u>の視点について考察する際に無視できない外部要因を整理する。</p> <p>(5) 「今後の事後評価の必要性」の検討 事業の効果の発現状況や想定される社会経済情勢等の変化等に着目し、(1) <u>から</u> (3) <u>まで</u>の確認・分析を踏まえ、今後の事後評価の必要性について検討する。</p> <p>(6) 「改善措置の必要性」の検討 (1) <u>から</u> (3) <u>まで</u>の確認・分析によって把握される事業の達成度<u>又は</u>効果の発現状況等を踏まえ、当初想定された効果が十分に発現していない場合等において、適切な改善措置について検討を行う。</p> <p>(7) 「同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性」の検討・整理 (1) <u>から</u> (6) <u>まで</u>を通じて明らかになった、同種事業の計画・調査の<u>在り</u>方や事業評価手法についての課題を整理<u>するとともに</u>、大臣官房官庁営繕部整備課施設評</p>

現行	新
<p>室に報告する。</p> <p>3. 事後評価の方法</p> <p><u>上記2.</u> (1) 及び (2) の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。</p> <p>その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たっては、顧客満足度 (CS) 調査などのデータや CASBEE など他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果も参考にする。</p> <p>4. 対応方針 (案) のとりまとめ</p> <p>対応方針 (案) は、<u>上記2.</u> の (5) 及び (6) の検討を踏まえ、総合的に判断してとりまとめる。</p>	<p>備室に報告する。</p> <p>4. 事後評価の方法</p> <p><u>3.</u> (1) 及び (2) の確認・分析は、原則として「官庁営繕事業に係る新規事業採択時評価手法」に定める評価の方法により「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」及び「事業計画の効果」の各評点を算出して行う。ただし、供用開始後の効果の発現状況の確認は、別紙2-1及び別紙2-2による。</p> <p><u>事後評価は、事業完了時点を基準とし、</u>その際、既存のデータを活用することを基本とするが、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。また、事後評価の実施に当たり、顧客満足度 (CS) 調査などのデータや CASBEE など他の評価手法による評価がある場合は、これらの結果のうち、<u>施設整備に関する部分について</u>参考にする。</p> <p>5. 対応方針 (案) の取りまとめ</p> <p>対応方針 (案) は、<u>3.</u> (5) 及び (6) の検討を踏まえ、総合的に判断してとりまとめる。</p>

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価の実施手順

注)(1)～(7)は、実施要領
に示された事後評価の7つ
の視点に対応

START

事業効果等の確認・分析

- (1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析
- (2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析
- (3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析

※上記(1)～(3)の実施に当たって、(4)「社会経済情勢の変化」の確認を行い、
無視できない外部要因を整理する。

改善措置等の必要性の検討

- (5)「今後の事後評価の必要性」に関する検討
- (6)「改善措置の必要性」の検討

対応方針(案)のとりまとめ

事業評価監視委員会の意見を聴き、
必要に応じて対応方針(案)を修正

※必要に応じ、改善措置の内容、実施主体
等について関係機関と調整

(7)「同種事業の計画・調査の
あり方や事業評価手法の見直
しの必要性」の検討

※見直しの必要性がある場合は、
その内容を官庁営繕部整備課施
設評価室に報告する。

対応方針の決定

官庁営繕事業に係る完了後の事後評価の実施手順

注)(1)～(7)は、実施要領
に示された事後評価の7つ
の視点に対応

START

事業効果等の確認・分析

- (1)「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」の確認・分析
- (2)「事業の効果の発現状況」の確認・分析
- (3)「事業実施による環境の変化」の確認・分析

※上記(1)～(3)の実施に当たって、(4)「社会経済情勢の変化」の確認を行い、
無視できない外部要因を整理する。

改善措置等の必要性の検討

- (5)「今後の事後評価の必要性」に関する検討
- (6)「改善措置の必要性」の検討

対応方針(案)の取りまとめ

事業評価監視委員会の意見を聴き、
必要に応じて対応方針(案)を修正

※必要に応じ、改善措置の内容、実施主体
等について関係機関と調整

(7)「同種事業の計画・調査の
あり方や事業評価手法の見直
しの必要性」の検討

※見直しの必要性がある場合は、
その内容を官庁営繕部整備課施
設評価室に報告する。

対応方針の決定

現行

事業計画の効果(B1)の発現状況を評価するための指標

別紙2-1

1. B1: 業務を行うための基本機能。
2. 本表の使い方: 各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ100倍した数値を「事業計画の効果に関する評点」とする。

分類	項 目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
用地の取得・借入	用地の取得・借入	「新規取得か否かを問わず」国等に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借入を含む)が図られている。			用地の取得上、借入上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借入上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
位置	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
敷地形状等	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用上、敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
規模	建築物の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。		建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。		建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模						敷地に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されていない。

新

事業計画の効果(B1)の発現状況を評価するための指標

別紙2-1

分類	項 目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
用地の取得・借入	用地の取得・借入	「新規取得か否かを問わず」国等に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借入を含む)が図られている。				用地の取得上、借入上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。				自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
位置	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
敷地形状等	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用上、敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
規模	建築物の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。		建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。		建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模						敷地に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されていない。

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

別紙2-2

本表の使い方: 下記の項目ごとに要領に基づいてチェックを行い、該当する評語を選定する。ただし、各事業で取り組む施策は当該事業の特性に合致していること。

分類	評価項目	評価	取組状況	評価要領
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入がされている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。	
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮※4を達成している。
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。
		D	一般的な取組がなされていない。	
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。	
経済性	耐用・保水性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。(設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など)
		D	一般的な取組がなされていない。	

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。
 ※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成26年3月28日 国営環第3号)のうち2.3(2)による。
 ※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。
 ※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日 国営整第245号)のうち2.2(2)、2.7(2)(3)、2.8.4(2)による。

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

別紙2-2

分類	評価項目	評価	取組状況	評価要領
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入がされている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。	
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない。	
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮※4を達成している。
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。
		D	一般的な取組がなされていない。	
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。	
経済性	耐用・保水性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。(設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など)
		D	一般的な取組がなされていない。	

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。
 ※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月●日付け国営環第●号)のうち2.3(2)による。
 ※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。
 ※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日付け国営整第245号)のうち2.2(2)、2.7(2)(3)、2.8.4(2)による。

(新)

事業計画の効果(B1)の発現状況を評価するための指標

別紙2-1

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止、環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用又は敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間又は機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間又は機能が確保されていない。

(旧)

事業計画の効果(B1)の発現状況を評価するための指標

別紙2-1

1. B1:業務を行うための基本機能。

2. 本表の使い方:各項目ごとに、事業の現状に最も近い記載内容の欄を選択し、その係数(1.1~0.5)をすべて掛け合わせ100倍した数値を「事業計画の効果に関する評点」とする。

分類	項目	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得か否かを問わず)国有地に建設されている。	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるが、その問題は解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。		自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。		自然的条件からみて災害防止、環境保全上重大な支障がある。
	アクセスの確保	施設へのアクセスは良好である。	施設へのアクセスに支障はない。	施設へのアクセスに軽微な支障がある。			施設へのアクセスに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。		敷地の一部が有効に利用できない。	敷地への安全・円滑な出入りに軽微な問題がある。	敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。		業務内容等に対し、やや不適切な規模となっている。		業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されていない。		執務に必要な空間及び機能が確保されていない。

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

分類	評価項目	評語	取組状況	評価要領	
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。 <small><施策※1> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など) / 既存建造物(歴史的建築物)の有効活用 / 跡地の有効活用(地方公共団体による活用など) / 地域性のある材料の採用 / 地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など) / オープンスペースの設置</small>	
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<small><施策※1> 歴史・文化及び風土への配慮 / 歴史的まちなみの保存・再生 / 周辺の自然環境への配慮 / 周辺の都市環境への配慮 / 跡地の有効活用(景観形成、文化財保護など)</small>
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。 <small><施策※1> 特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など) / 蓄電池 / 緑化のための特別な対策(屋上緑化など) / 自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力発電など) / 水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など) / 外断熱 / 高性能ガラス</small>	
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入がされている。(LED照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など)	
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。		
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<small><施策※3> 木造化 / 内装等の木質化 / 木質バイオマス燃料とする機器の設置</small>
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮※4を達成している。	
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<small><施策※1> 火災への特別な対策(ガス消火など) / 浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など) / 強風への特別な対策(ビル風対策など) / 落雷への特別な対策(高度な雷保護など) / 構造体に係る業務継続のための特別な対策(免震又は制振構造) / ライフラインに係る業務継続のための特別な対策(電力の多回線引込み、自家発電用オイルタンク容量7日以上対応、外部電源車からの引込接続対応)</small>
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。		
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。 <small><施策※1> 将来の模様替えに配慮した階高の確保 / 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 / 可動間仕切の活用 / 清掃を容易にするための取組(光触媒など)</small>	
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。 (設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など)	
		D	一般的な取組がなされていない。		

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。

※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成29年3月●日付け国営環第●号)のうち2.3(2)による。

※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。

※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日付け国営整第245号)のうち2.2.3(2)、2.7.2(2)(3)、2.8.4(2)による。

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト

本表の使い方: 下記の項目ごとに要領に基づいてチェックを行い、該当する評語を選定する。ただし、各事業で取り組む施策は当該事業の特性に合致していること。

分類	評価項目	評価	取組状況	評価要領	
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 地方公共団体、地域の協議会、商店街等との連携(シビックコア、合築、地域防災へ貢献する取組、施設・駐車場の共用、敷地の一体利用など) / 既存建造物(歴史的建築物)の有効利用 / 跡地の有効活用(地方公共団体による活用など) / 地域性のある材料の採用 / 地域住民との連携(ワークショップ、懇談会など) / オープンスペースの設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	景観性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 歴史・文化及び風土への配慮 / 歴史的まちなみの保存・再生 / 周辺の自然環境への配慮 / 周辺の都市環境への配慮 / 跡地の有効活用(景観形成、文化財保護など)
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
環境保全性	環境保全性	A	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、特に充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が4つ以上取り組まれている。	<施策※1> 特別な省エネ機器の導入(氷蓄熱、照明制御、アモルファス変圧器など) / 蓄電池 / 緑化のための特別な対策(屋上緑化など) / 自然エネルギー利用のための特別な対策(太陽光発電、風力発電など) / 水資源の有効活用のための特別な対策(雨水利用設備など) / 外断熱 / 高性能ガラス
		B	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、充実した環境負荷の低減化に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	
		C	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされているほか、一般的な環境負荷の低減化が行われている。	省エネ型器具などの導入がされている。(Hf)照明、高効率変圧器、エコケーブル、ノンフロン機器、高効率熱源、VAV、VWV、節水設備など	
		D	官庁施設の環境保全性基準※2に基づいた取組がなされていないなど、一般的な環境負荷の低減化が行われていない。		
	木材利用促進	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※3> 木造化、内装等の木質化、木質バイオマス燃料とする機器の設置
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
機能性	ユニバーサルデザイン	A	特に充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たした上で、特にユニバーサルデザインへの配慮※4を達成している。	
		B	充実した取組がなされている。	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。	
		C	一般的な取組がなされている。	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は建築物移動等円滑化基準の適用対象外施設である。	
		D	一般的な取組がなされていない。		
	防災性	A	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 火災への特別な対策(ガス消火など) / 浸水への特別な対策(防潮堤、止水版など) / 強風への特別な対策(ビル風対策など) / 落雷への特別な対策(高度な雷保護など)
		B	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている。	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた整備など、一般的な取組が行われている。	
		D	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に基づいた取組がなされていないなど、防災に関する一般的な取組が行われていない。		
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がなされている。	右の施策が2つ以上取り組まれている。	<施策※1> 将来の模様替えに配慮した階高の確保 / 将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 / 可動間仕切り / 清掃を容易にするための取組(光触媒など)
		B	充実した取組がなされている。	右の施策が1つ取り組まれている。	
		C	一般的な取組がなされている。	一般的な設計上の工夫が行われている。(設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など)	
		D	一般的な取組がなされていない。		

※1 評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載のない施策を評価に加えることを妨げない。
 ※2 「官庁施設の環境保全性基準」(平成26年3月28日 国営環第3号)のうち2.3(2)による。
 ※3 「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」(平成28年4月1日 国土交通省)による。
 ※4 「建築設計基準」(平成26年3月31日 国営整第245号)のうち2.2.3(2)、2.7.2(2)(3)、2.8.4(2)による。